

令和 8 年第 7 回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和 8 年 7 月 3 0 日（木）
- 2 場 所 芳賀町役場 2 0 2 会議室
- 3 開 会 午前 9 時 3 0 分
- 4 出席委員 教 育 長 大 島 政 春
 教育長職務代理者 塩 野 由 子
 委 員 山 口 友 也
 委 員 小 林 佐 知 子
 委 員 渡 辺 信 夫
- 5 出席職員 学校教育課長 上 野 真 美
 生涯学習課長 田 中 一 紀
 学校教育課学校教育係長 松 本 薫
 学校教育課学校教育係指導主事 那 花 和 哲
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 荒 井 史 子
- 7 議 題

(1) 審議事項

- 報告第 1 4 号 区域外就学について
- 報告第 1 5 号 準要保護児童生徒の取消しについて
- 報告第 1 6 号 第 2 体育館の利用について
- 議案第 2 8 号 令和 8 年度準要保護児童生徒の認定について
- 議案第 2 9 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択について

(2) 協議事項

- ・町政懇談会における質問事項について

8 議事の内容

発言者	内 容
大島教育長	ただ今の出席委員は、4 人です。 定足数に達しておりますので、これから令和 8 年第 7 回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日 1 日と決定したいと思います がこれにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
大島教育長	異議なしと認めます。 従って会期は、本日 1 日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第 2 0 条の規定により、前回会議録の承認を行います。先程、前回会議録署名委員の署名をいただきました が、これを承認することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
大島教育長	異議なしと認めます。 従って前回の会議録は、承認されました。

発言者	内 容
委員全員 大島教育長	会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、渡辺信夫委員にお願いします。 続いて、教育長事務報告です。 ＜資料に基づき報告を行った＞ （質疑なし。） それでは議事に入る前に非公開議案についてお諮りします。報告第14号15号及び議案第28号については個人情報が含まれているものであるため、非公開としてよろしいでしょうか
委員全員 大島教育長	異議なし。 それでは非公開とさせていただきます。 この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開
大島教育長 荒井書記 大島教育長 田中課長 大島教育長 田中課長	続きまして、報告第16号 第2体育館の利用についての件を議題といたします。議案を朗読願います。 （議案朗読） 本議案についての説明を求めます。 はい。 田中課長。 別紙資料をご覧ください。こちらは体育館の空調設備の使用基準ということで、町のスポーツ振興に寄与する活動において、熱中症予防及び安全なスポーツ活動の推進を図るため、冷房設備の費用に関して必要な基準を定めるものになります。 通常の一般利用は、既に使用料条例で定めておりますが、町の事業と同等の公益性の高い活動、スポーツ活動を行っている団体もありまして、そちらの活動について、冷房の使用を認めておりますので、その活動団体向けの使用ルールとなっています。 具体的に、対象となるスポーツ活動が5つあります。1つ目が総合型地域スポーツクラブが実施するスポーツ体験会、部活動地域展開事業及びスポーツイベント、2つ目が町のスポーツ協会が主催する町民体育祭、3つ目がその町民体育祭に参加する出場チームの練習会、4つ目が町のスポーツ推進委員が主催するスポーツイベント、5つ目が大字スポーツ協会が主催するスポーツイベントとなっています。こちらはいずれも公益性の高い事業ということになります。 その他、国とか県とか郡市が主催するようなスポーツイベントもありますが、そちらはその都度減免申請という形で対応させていただく予定です。

発言者	内 容
大島教育長 委員全員 大島教育長	使用基準については、資料の３になります。基本的に①暑さ指数が２８以上の場合になりますが、利用者の方には、暑さ指数や参加者の体調等を踏まえて必要に応じて活用し、活動時間の短縮や活動内容の変更、または活動の中止を検討していただくよう周知をします。②は測定方法、③で冷房の設定温度は原則２８度としています。 また、参考までに環境省とかスポーツ庁が示している暑さ指数と活動の目安を載せていますが、２８から３０が厳重警戒となっていて、３１からは中止を検討となっています。冷房をつけたからいいというものではありませんので、このようなことも利用者の方には周知していきたいと考えております。 以上ご報告いたします。 ただいまの説明について質疑はありませんか。 （質疑なし。） 質疑なしと認めます。続きまして、報告第２８号 令和８年度準要保護児童生徒の認定についての件を議題といたします。 この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき非公開
大島教育長 委員全員 大島教育長 荒井書記 大島教育長 那花指導主事 大島教育長	続きまして議案第２９号 令和９年度使用教科用図書の採択についての件を議題といたします。この件につきましては、７月２１日に開催された芳賀地区の採択協議会の経過報告の部分は公開いたしますが、採択の部分については会議規則第８条の規定により非公開としてよろしいでしょうか。 異議なし。 それでは事務局に議案を朗読させます。 （議案朗読） それでは、教科用図書芳賀地区採択地区協議会の経過を報告いたします。資料を配布願います。 （資料配布） それでは教科用図書芳賀地区採択協議会の経過を報告いたします。教科用図書の採択につきましては、栃木県教育委員会が定める採択の基本方針を踏まえ、芳賀地区として小中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の２種目について調査研究を行いました。 つきましては、協議会において選定された教科用図書についてご承認を賜りたく、次のとおり説明申し上げます。 初めに配付資料についてご説明いたします。 資料１－１及び裏面の資料１－２は、協議会において令和９年度

発言者	内 容
	使用小学校特別支援学級用教科用図書として選定された教科用図書の一覧です。資料２－１は小学校特別支援学級資料、３－１は中学校特別支援学級に関する調査研究会の報告書です。 また、資料２－２は小学校特別支援学級及び資料３－２は中学校特別支援学級に関してそれぞれ選定された図書についての研究資料となっています。 次に、特別支援学級における教科書採択の基本的な考え方について申し上げます。 特別支援学級における教科書の採択に当たっては、まずは検定教科書当該学年用、次に検定教科書か学年用、そして文部科学省著作教科書の順序で適否を検討することとされています。 これらを十分に検討した上でなお適当な教科書がない場合には、学校教育法附則第９条第１項の規定に基づき、一般図書を教科用図書として採用することができるということになっています。では今年度調査研究を行った一般図書のうち、新たに選定された図書についてご説明いたします。 小学校特別支援学級では、資料１－１の表に米印がついております４冊が新たに選定されています。 １冊目は社会科で「そうだったのか！まちのひみつ図鑑」です。身近な社会のシステム、人々の暮らし、標識などが掲載されており、児童の生活に応じた知識や経験を広げることに役立てることができる点が選定理由として挙げられています。 ２冊目は理科になります。「ふしぎはっけん！たんきゅうブックかがく編」です。学習したことが遊びや生活の中で生かされるように、水の性質、影の形、光の反射、植物の育ち方、身近な道具の仕組み等を段階的に学習できるように構成されています。 また、付属のシートを利用することで、学習を深め発展させることができるという点が、選定理由として挙げられています。 ３冊目は保健の「だいじだいじどーこだ？」です。プライベートパーツが意識できていない児童が少しずつ体の大切さを意識していくことができるように構成されており、他者を大切にすることによって発展させていくことが可能という点が、選定理由として挙げられています。 ４冊目は英語の「はじめてえいごでおしゃべりえほん」です。身近な英会話や親しみやすいイラスト、付属ＣＤの活用により、児童の興味関心を高め、個人差や能力差に応じることができるという点が、選定理由として挙げられています。 続きまして、中学校特別支援学級では、資料１－２の表に米印がつ

発言者	内 容
委員全員 大島教育長 大島教育長 塩野委員 大島教育長 委員全員 大島教育長	いております2冊を新たに選定いたしました。 1冊目は理科で、「角川の集める図鑑GET！ひらめく理科」です。身近な疑問や自然現象を学び、実験や観察を通して日常生活に役立てることができます。 また、生徒が興味を持つような身近な題材の写真を多く取り入れながら説明しているため、生徒の発達の段階等に適応している点が選定理由として挙げられています。 2冊目は音楽です。「DVDでひける！はじめてのピアノえほん1 たのしいピアノのおけいこ」です。季節や行事の曲同様、生徒がより身近で親しみやすい曲が選曲されているため、生徒の興味を広げ、生活を豊かにすることができます。 また、曲の演奏だけでなく、楽譜の学習もできるよう工夫されており、付属のDVDは、絵本の演奏等ガイドメロディー付き、伴奏の2種類があり生徒の個人差や能力差に応じて、自主的に取り組めるようになっている点が選定理由として挙げられています。 特別支援学級における一般図書の選定につきましては、児童生徒の学習状況や特性に応じて適切に活用できる図書を選定することを基本としております。調査研究会においては、これらの観点から検討が行われ、今回の選定結果として取りまとめられました。本選定結果について、ご承認くださいますようお願いいたします。 以上の説明について、質疑はありませんか。 （質疑なし。） それでは、これから議案第29号 令和9年度使用教科用図書の採択についての件を採択いたします。教育委員以外の方は退室をお願いいたします。 （事務局職員一時退席、秘密会） 慎重なご審議ありがとうございました。 その他といたしまして、委員の皆様から協議事項等ありましたらご発言願います。 先日の町政懇談会において各団体から次のような質問がありましたことをご報告いたします。 ・中学生のボランティア活動への参加について ・中学校の机と椅子の更新について ・不登校の児童生徒に対する対応について その他に協議事項はありませんか。 （協議事項なし。） それでは、これで本日の教育委員会を閉じます。慎重なご審議ありがとうございました。

発言者	内 容
	次回は、８月２０日（木）午前９時３０分からとなります。

９ 閉 会 午前１０時３７分